

令和7年9月

# 徳丸地区区民と区長との懇談会 報告書

板橋区政策経営部広聴広報課

## 目次

	ページ
I 概要	1
II 区長冒頭挨拶	2
III 質問要旨及び区長回答	
1番 商店街近辺地域のネズミ対策について	3
2番 (全5問中①、②、③) 小学校、中学校の運営について	3
2番 (全5問中④) 小学校、中学校の運営について	3
2番 (全5問中⑤) 小学校、中学校の運営について	4
3番 令和8年4月からの自転車規制について	4
4番 (全2問中①) 犯罪対策について	4
4番 (全2問中②) 犯罪対策について	5
5番 かくしゃく講座(茶道教室)会場設備について	5
6番 AEDの配備状況について	5
7番 高齢者の移動手段としてのバス路線確保について	6
8番 徳丸1丁目東部の地盤沈下について	6
IV 懇談(意見交換)	
防災について	7
資料1「板橋区の防災に関する取組」	10

V 区からの情報提供 . . . . . 25

VI 区長結び挨拶 . . . . . 29

# I 概要

## 1 開催日時

令和7年9月4日（木） 14:00～15:30

## 2 開催場所

徳丸地域センター

## 3 出席者

住民側 33名

町会・自治会及び関係団体		33名
	発言者	7名
一般公募		0名
	発言者	0名
	傍聴者	0名

区側13名

区長、技監、政策経営部長、危機管理部長、区民文化部長、健康生きがい部長、保健所長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、地域教育力担当部長、徳丸地域センター所長、広聴広報課長（司会）

## II 区長冒頭挨拶

日頃から区政全般にわたり、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

また、町会・自治会活動などを通じて、住民相互の親睦と交流を深め、地域の活性化と安心・安全なまちづくりに多大なる貢献をいただき、誠にありがとうございます。

徳丸地区は、平成30年に都の指定有形文化財となった旧粕谷家住宅を始め、毎年2月11日に行われる国の重要無形文化財「北野神社の田遊び」、5月に行われる「北野神社の獅子舞」、「徳丸四つ竹踊り」が伝わる地域でございます。

北野神社、郷土芸能伝承館、徳丸槇の道など、緑も多く残っている地区であり、区内外から歴史・文化に情景深い団体が散策に訪れていると伺っております。

また、6月28日には、土に触れることや親子のふれあいを通して、地域への理解や親子の絆を深めることを目的とした「親子じゃがいも堀り大会」が紅梅公園、徳丸五丁目の畑で開催され、運営に多大なるご協力をいただいたと聞いております。重ねて感謝申し上げます。

今年度は、「板橋区基本計画」と「No.1 プラン2025 改訂版」を締めくくる最終年度であり、各種施策の集大成とするとともに、令和8年度からの、次期基本計画への橋渡しとなる重要な年度です。

「次期基本構想・基本計画」の策定に向けましては、昨年度、基本構想審議会を設置し、区民検討会や、こどもワークショップなど、区民の皆さんの意見をいただく機会を設けながら、11回にわたり審議が重ねられてまいりました。

今後は、9月の「最終答申」に向け、審議が深められ、区におきましては、「最終答申」を踏まえ、基本構想を策定し、10月に議決をいただけるよう、進めてまいります。

これからも、「あたたかい人づくり、やさしい区政」を信条に、区民の皆様の心に寄り添った取組を進めるとともに、徳丸地域の皆様が、住みやすいまちと感じていただけるよう、地域課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

前回の徳丸地区における懇談会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度が書面での開催でした。

そのため、対面での開催は平成30年12月以来であり、早いもので7年が経過しようとしています。

本日は、地域の課題はもとより、区政全般にわたる課題や、ご要望などを、直接、お伺いできる貴重な機会となりますので、これを活かした地域の課題解決、区の発展につなげてまいりたいと考えています。

短い時間となりますが、有意義な懇談会にしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 1番 商店街近辺地域のネズミ対策について

### 徳丸親和会ご質問（要旨）

商店街近辺のネズミ被害の調査と原因探索は行っているか、教えて欲しい。また、各店舗のゴミの出し方が原因の場合は、各店舗へどのような注意勧告が可能か教えて欲しい。

### 区長回答

区によるネズミの被害状況の調査は実施していませんが、都内の都市部全域でネズミの生息とその被害が報告されています。

ネズミの対策方法は、「家屋への侵入口となるような穴をふさぐ」、「エサとなる食材、生ごみなどの管理を徹底する」、「巣となるような物置などを整理整頓する」の3つの対策を同時に実施することが重要です。

また、エサとなる生ごみについては、集積所でのごみ出しのルールを守るとともに、保管時や収集運搬業者へ引き渡す際には、蓋つきの容器を使用することが有効です。

保健所では、生ごみを排出する飲食店などに対して、ネズミなどの衛生害獣の対策指導を実施しています。

区としては、区民・事業者の皆様からの協力を得ながら、ネズミ対策を進めていきます。町会などで要望があれば、防除方法の説明会を開くこともできますので、板橋区保健所生活衛生課にご相談をお願いします。

## 2番（全5問中①、②、③） 小学校、中学校の運営について

### 徳丸親興会ご質問（要旨）

- ① 増えているかを含め、予算規模について教えて欲しい。
- ② 強化されているかを含め、具体的な防犯対策を教えて欲しい。
- ③ プール授業の外注化を進めて欲しい。

### 区長回答

令和7年度の小中学校の予算は、小中学校合わせ

て約208億円で、区全体の予算の7.6%です。5年前（令和2年度）と比べて約40億円、率にして24%増加しています。増加要因は、給食費無償化の開始、GIGAスクール構想に伴う端末導入費、学校改築や長寿命化改修経費などです。

防犯対策では、登下校時以外は正門等を施錠し、昇降口に防犯カメラを設置して来校者を記録します。受付員が訪問の用件を確認した上で、保護者でも入校証を付けてもらい、校舎内の安全管理に努めています。

また、各学校で危機管理マニュアルを作成し、不審者侵入時の対応手順を定め、授業中・休み時間などのシナリオをパターン化して教職員の動きを定め、児童の安全確保策も定めています。

一方、通学路の対策として、地域の皆様に「いたばし子ども見守り隊」や「スクールガード」などのボランティア活動への協力をお願いしています。通学路に防犯カメラを設置し、見守り活動を補完しています。小学校入学時には児童全員に防犯ブザーを無償配付し、通学路の安全確保を図っています。

プール授業の外注化については、猛暑の影響で実施できない日が増えているため、区立プールの活用を含め、今年度中に水泳授業のあり方について方向性を示すよう検討しています。

今後も教育関係の予算や施策の充実にも努め、子どもたちの学びを支える取り組みを進めてまいります。

## 2番（全5問中④） 小学校、中学校の運営について

### 徳丸親興会ご質問（要旨）

- ④ 防災としての学校の活用において、備蓄は足りているか、また備蓄運用のシミュレーションを教えてください。

### 区長回答

区内小中学校の避難所には、発災後3日間に必要な食料や生活必需品を計画的に配備しており、十分な量を確保しています。

発災後4日目以降は、国・東京都・他自治体からの支援物資や、区と災害時協定を締結している事業者からの支援物資を受け入れる予定です。

昨年、舟渡四丁目の「MFLP・LOGIFRONT 東京板橋」内に「災害時配送ステーション」を整備し、災害時に備蓄物資や支援物資を保管・配送する仕組みを強化しました。

災害時には、地域住民が主体となった避難所運営協議会が避難所運営マニュアルに沿って、備蓄物資を避難者や在宅避難者に配付します。

今後も、避難者のニーズに合わせた備蓄品目の充実を図り、実効性の高い備蓄体制の構築に努めてまいります。

## 2番(全5問中⑤) 小学校、中学校の運営について

### 徳丸親興会ご質問(要旨)

⑤ 防災としての学校の活用において、飲料水対策として各学校で井戸水の掘削は可能か教えて欲しい。

### 区長回答

災害時の水道供給は、供給系統が複数あり、避難所までの水道管の耐震化が完了しているため、基本的に飲料水の供給は滞らないと認識しています。

防災備蓄倉庫にはペットボトル飲料水を備蓄しており、避難所に設置された「応急給水栓」等で水道管から直接取水できます。

区と災害時協定を締結している事業者からの飲料水供給や、東京都の災害時給水ステーションでの給水活動により、給水体制は十分に確保しています。

井戸水の掘削については、地下水の状況や地質条件、敷地の制約などを踏まえた技術的検討が必要です。また、水質検査や浄水設備の整備、維持管理体制の構築など安全確保の課題が多くあります。

そのため、区として新たに井戸を掘削することは現段階では考えていませんが、災害時の飲料水確保については引き続き取り組んでまいります。

## 3番 令和8年4月からの自転車規制について

### 徳丸親興会ご質問(要旨)

学校現場で子供たちに分かりやすく周知して欲しい。

### 区長回答

令和8年4月から「青切符」の導入による自転車の交通ルール厳格化など、関係法令の改正が予定されています。自転車に関する交通ルールの順守は年齢に関わらず重要です。学校現場でも児童・生徒や教職員に向けて周知を図ってまいります。

まずは、学校ごとに策定している安全計画に則り、学級活動などの日々の教育を通じて交通安全指導を実施し、この時間を活用して周知します。

各学校では自転車安全教室も実施しており、乗り方や交通ルール、今回のルール改正の趣旨を踏まえて分かりやすく伝えます。

また、生活指導主任の教職員に対しては、年間3回開催している研修会の中で、来年4月からの自転車規制内容を周知し、指導内容の充実に努めてまいります。

## 4番(全2問中①) 犯罪対策について

### 徳丸親興会ご質問(要旨)

① 夜間パトロール(警察)の増加は可能か教えて欲しい。

### 区長回答

区では、24時間365日、青色防犯パトロールカー3台による通常巡回警備を実施しています。

不審者や重大事件等の情報が入った際には警察と連携し、特に警戒が必要な地域への特別巡回警備を行います。また、防災メール、LINE、Xで区民への注意喚起も行っています。

区民からの声は警察署と共有しており、夜間パトロール増加の要望は警察署に伝えます。

引き続き、町会・自治会の防犯パトロール活動を支援し、地域・区・警察が一体となった防犯体制を構築し、安全で安心な街の実現を目指してまいります。

#### 4番(全2問中②) 犯罪対策について

##### 徳丸親興会ご質問(要旨)

② 防犯カメラ設置を区か都で推進して欲しい。

##### 区長回答

区では安全で安心な暮らしの実現のため、今年度に補正予算を編成し、「防犯機器等購入緊急補助事業」を8月から実施しています。防犯カメラを含む防犯機器を購入・設置した世帯へ、経費の4分の3(最大3万円)を補助しています。

また、町会・自治会や商店街が設置する街頭防犯カメラについても、東京都と連携して設置費用の補助を行っています。

補助制度は令和6年度から令和8年度までの3年間の時限措置で、補助率が段階的に引き上げられています。町会・自治会等の負担割合は、令和5年度まで6分の1、令和6年度は12分の1、令和7年度から令和8年度は24分の1へと軽減されています。

徳丸地区でも、令和6年度に「徳丸商店会と徳丸親興会」、「徳丸商興会と徳丸親和会」が連携し、街頭防犯カメラの整備を進めていただきました。

区としては、これらの補助制度を活用し、防犯カメラの設置を進めていただくよう、引き続き周知してまいります。

#### 5番 かくしゃく講座(茶道教室)会場設備について

##### 徳丸親興会ご質問(要旨)

現在、徳丸ふれあい館のかくしゃく講座に参加しているが、茶室設備がない。以前は茶室設備のある「いこいの家」でかくしゃく講座が開かれていた。茶室設備がある会場でかくしゃく講座開催を希望する。

##### 区長回答

日頃より区の高齢者施策にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。かくしゃく講座の茶道教室は、ふれあい館の指定管理者が開催する事業として、仲町と徳丸の2か所で合計3教室を実施しています。

現在、区が保有する公共施設で専用の茶室設備があるのは「水車公園の茶室(徳水亭)」「文化会館の第1・第2茶室」だけで、ふれあい館には専用茶室がないため和室で開催しています。

区の施設で定期的に行っている茶道教室はこの「かくしゃく講座」のみです。シニア世代の方々に心豊かに生活していただくため、まずはふれあい館での茶道教室の継続開催にしっかりと取り組んでまいります。

#### 6番 AEDの配備状況について

##### 徳丸新星会ご質問(要旨)

心臓発作で倒れた場合、5分以内にAEDによる救急救命措置を行った場合90パーセント以上の方が助かるとの情報を見た。

- ① 町内会の方全員を救うために、AEDの配備状況をマップで知りたい。
- ② 緊急時にうまく貸出、借用が可能かどうか。そういったソフト面での仕組み作りも必要だと思うがいかがか。

##### 区長回答

日頃より区の健康行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。区では令和7年9月時点で264台のAEDを設置しており、徳丸地区には11台設置しています。

また、日本救急医療財団の「財団全国AEDマップ」を区ホームページに掲載しており、徳丸地区で検索すると33台が表示されます。

区が設置したAEDは緊急時に貸し出し可能です。民間施設のAEDについては、マップに外部貸し出しの可否が一部記載されており、一覧表を配布しています。

今年度から、24時間誰でも使用できるAEDの設置を推進するため、一部公共施設のAEDを入り口等に移設し、来年度は小中学校の校門にAEDを設置する予定です。

今後もAEDの周知や利用しやすい仕組み作りを進めてまいります。

## 7 番 高齢者の移動手段としてのバス路線確保について

### 徳丸三交会ご質問（要旨）

高齢者の認知症予防の観点からも外出が推奨されているがバスが利用できるかは大きな問題である。バス路線が廃止（徳丸高山方面）や減便（東武練馬駅に向かう便）になって不便を感じている人は多いと思う。国際興業バスへの働きかけや板橋区コミュニティバスの路線増を検討してもらいたい。

### 区長回答

東武練馬駅と徳丸地域を循環する東練 03 系統の路線廃止や、東練 01 系統の減便により、公共交通利用時にご不便を感じる状況であることは認識しています。

路線バスは令和 6 年度に実施された運転手等の労働時間規制強化の影響で、運転手不足が加速し、半数以上の路線で減便が続いています。

ご要望は国際興業株式会社へ伝えますが、東練 03 系統は利用者が少なく、令和元年に廃止された経緯があるため、減便されないように既存路線バスの利用促進にご協力ください。

コミュニティバスは「公共交通サービス水準の相対的に低い地域」への対応策であり、路線バスと同様に運転手不足などの課題があり導入は困難です。他地域の取組を参考に、本地域への適応可能性を見極めてまいります。

## 8 番 徳丸 1 丁目東部の地盤沈下について

### 徳丸協栄会ご質問（要旨）

徳丸 1 丁目東端の西台中央通り沿いでは地盤沈下が著しく、住宅の下に空洞ができたり、傾いている住宅もある。この地区は埋め立てられた土地であることが原因でもあると聞いた。住宅の修繕は個人の負担となり、大きな負担となっている。

この地盤沈下の問題については、板橋区単独ではなく、東京都も含めた対策になると思うが、住宅の補修費用の一部助成を検討して欲しい。

### 区長回答

西台中央通り沿いの徳丸一丁目・西台四丁目の一部で、道路や宅地の地盤沈下に関する相談がこれまでも寄せられており、地域の皆様が心配されていることを承知しています。

都内には過去に大規模土地造成を行った場所が多くあり、東京都はホームページにて大規模盛土造成地マップや関連情報を公開しています。

東京都は現在、全ての盛土造成区域について地震時に滑動崩落を起こす恐れが大きいかどうかについて調査を進めていますが、全での調査が終わるまでには数年かかると聞いています。

板橋区としては調査結果を踏まえて、具体的な対策や支援の必要性について東京都と協議・調整を図ってまいります。

## 防災について

### 板橋区の防災に関する取組について説明(危機管理部長)

本日は、板橋区の防災に関する取組について説明します。A3 カラーの資料は、後ほどご自宅で確認ください。本日は、「地震や、水害時の避難行動について」と「区の水害対策・高台まちづくり」について説明します。一つ目の災害時の行動については、全戸配布している「防災ガイド・ハザードマップ」を抜粋したものです。

地震は予測することはできませんが、南海トラフ地震や、首都直下地震は30年以内に70~80%程度の確率で起こると言われています。地震発生時には、身の安全を守る行動から、避難時の行動など心がけてください。次に、避難の流れについては地震の際、自宅が倒壊や火災などで、家に居ることが危険である場合は、町会であらかじめ決めている、一時集合場所に避難し、その後、避難所や、親せきや知人の家など安全な場所に避難するとよいです。また、自宅での避難で問題ない方については、在宅避難もよいです。なお、在宅避難のために、3日分、できれば7日分の食料を含めた備蓄をしてください。次に、徳丸地区の避難所や一時集合場所については、予めよく確認しておいてください。

次に、避難所の開設について説明します。避難所では避難所ごとに「運営協議会」が設置され、毎年、開設に向けた確認などを行っています。発災時には、区職員による避難所隊や、町会自治会の避難所長により鍵開けを行い、その後、建物の安全点検、開設準備、開設といった流れになります。避難所の運営は、町会自治会役員や、区職員だけではできません。避難者とも協力しながら、備蓄品の配布や設備の設置など分担をし、運営を行っていきます。避難所の開設基準は、震度5弱以上（板橋区の震度）で自動参集及び準備、6弱以上の場合は自動開設、6弱未満（5強、5弱）でも災害対策本部からの指示で開設もあります。

次に、水害発生時の行動について説明します。水害の場合は、地震とは違い、予め、台風など天気予報などで想定できるため、事前の準備が可能となり

ます。避難の方法についても、「在宅避難」、「分散避難」、「避難所避難」があります。どれを選択するかについては、自宅の場所や建物の状況などを勘案する必要があります。例えば、ハザードマップなどで、自宅が浸水エリア外にあって、土砂災害の恐れもない区域にあった場合は、在宅での避難も選択肢の一つになります。フローチャートを参考にどのような避難がよいか予め考えておくことが重要です。気象庁などから発表される気象情報や区内の河川の水位情報などを勘案し、区の方から避難情報を発令するので、情報収集をしっかりといただくようお願いいたします。情報収集の仕方も確認しておいてください。テレビや、スマホなど様々入手できるので、各自で正確な情報手段を複数、持っておいてください。区では今年3月に、「いたばし防災+アプリ」を作りました。気象情報や避難情報、交通・ライフラインの状況など、便利な機能もありますので、ぜひダウンロードしてください。

次に水害時の「区の対策」について説明します。荒川近くの舟渡、新河岸、高島平、蓮根、坂下地区などの北部は、荒川氾濫時には、最大が5m以上、かつ2週間以上と長期にわたり浸水が想定される地域となっています。こうした水害への対応について、命を守る行動につなげるために、区ではタイムライン防災を進めています。タイムラインとは、災害発生時に、誰が、いつ、何を行うのかを時系列にまとめている行動指針です。台風発生、上陸可能性、最接近のタイミングで、行政、住民がどのような行動をとるべきか、指針を定めており、このタイムラインの考え方によって、住民の皆さんに早い段階から、避難行動を促していきます。まず初期の段階では、自身での情報収集や避難場所の確認が重要になります。その後、台風が近づき、被害の恐れが迫ってくる段階ごとに、「分散避難」や「高齢者等避難」、「高台避難」を呼びかけます。そして高台避難に間に合わないような場合に、緊急的に命をつなぐ「緊急一時退避場所」に退避していただくようになります。なお、荒川の場合は、中小河川とは違って、台風が過ぎた後に、河川の水位が上昇していくという特徴があります。台風が過ぎて天気が回復したからといって、油断はできませんので注意しておいてく

ださい。

最後に、緊急一時退避場所についてご紹介いたします。荒川氾濫時には、最大5mかつ、2週間以上の浸水が想定されるため、区では、2か所の緊急一時退避場所の整備に取り組んでいます。一か所目は、舟渡四丁目の日本製鉄跡地に開設した、物流施設「MFLP・LOGIFRONT 東京板橋」です。昨年9月末に竣工した当施設は、全国初の取組みとして、区の条例により、官民連携により整備されることになりました。この建物の2階から6階の車路の一部が緊急一時退避場所となり、約1,000人の収容が可能となっています。二つ目の緊急一時退避場所は、区立新河岸陸上競技場となり、都の下水処理場の上に立地しており、想定浸水深より高い位置にあることから、「緊急一時退避場所」とし、約800人の収容を見込んでいます。現在、この陸上競技場と河川敷堤防を結ぶ「連絡通路」の整備を国土交通省と進めており、今年度末の完成後には、緊急的に退避した住民が、連絡通路から河川敷をつたい、避難できるようになります。このように区では2つの緊急一時退避場所を確保し、水害に強いまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

以上で、板橋区の防災に関する取組の紹介を終わります。ご清聴ありがとうございました。

#### ご質問・ご要望（要旨）1番（全2問中①②）

##### 老朽化したインフラの更新、拡幅工事等について

① 徳丸5丁目1番を中心に令和6年7月30日、水害が発生し、家屋の床上浸水数件があった。洪水に対する下水道、側溝の整備・更新の順番を教えてください。

② 車と自転車が安全に通行するために、拡幅工事や、不要な植込みの撤去を希望する。

#### 土木部長 質問に対する回答

① 昨年7月に記録的短時間大雨があり、浸水被害が発生しました。区は土木サービスセンターを中心に現地確認やポンプでの排水作業を行いました。全箇所ですべて迅速に対応しきれなかった部分があります。ご指摘の場所は昭和59年に暗渠化が完了し

た旧河川上部の緑道に位置し、雨水が集中しやすい地形です。

雨水は道路端の側溝に集まり、雨水ますに集められ、取付管を通して下水道本管へ流れ、最終的に処理場や河川へ流れます。

公道と私道で管理区分が異なり、私道は所有者が管理し、公道の側溝・雨水ます・取付管は区が、下水道管路は東京都下水道局が管理しています。区は公道の施設を適切に維持管理し、必要に応じて雨水ますの増設や格子状のグレーチング蓋への交換を行っています。私道については助成事業で所有者の維持管理を支援しています。

東京都下水道局は下水道管路の老朽化対策として内面被覆工事を順次実施しており、徳丸地区の西徳通りでも実施されています。下水道幹線の増強は計画段階で、具体的な着手時期は未定ですが、雨水貯留施設や浸水対策幹線の整備が検討されています。区・下水道局は連携して対応を進めていますが、施設整備には時間がかかりますので、止水板の設置や土のうステーションの活用、側溝に植木等を置かないなどの自衛対策もお願いします。

② 道路交通法により自転車は原則車道左側を通行しますが、歩道走行や右側走行が見られ、事故が絶えません。区は警察と連携した交通ルールの周知に加え、車道左側に自転車通行専用の路面表示を行い、連続的な自転車走行空間の整備を進めています。

令和4年に策定した「自転車活用推進計画」に基づき、約200kmの「自転車ネットワーク路線」のうち約44kmを優先整備路線として、令和12年頃までに整備し、残りは令和40年頃までに完成を目指しています。徳丸地区では西徳通り・徳丸石川通り・不動通りを整備予定ですが、優先整備路線は不動通りのみです。

道路幅に応じて整備形態は「自転車道」「自転車専用通行帯」「矢羽根型表示」の3つがありますが、区道は幅が限られているため、ほとんどは「矢羽根型表示」で整備します。道路の拡幅は用地取得が必要で困難なため、現在の幅での整備を前提としています。都市計画道路として用地を取得し、新設・拡幅する場合は、車道左端に自転車専用通行帯を設け

る検討も行っています。補修時に歩道の植樹帯を撤去するケースもあります。今後も車・自転車・歩行者それぞれの安全と利便性を考慮しながら道路整備に努めます。

**ご質問・ご要望（要旨）2番**

**○各町会の防災倉庫への車椅子の設置について**

高齢者や要支援者が増えているため、防災倉庫の備品に車椅子の設置を希望する。

**危機管理部長 質問に対する回答**

地域防災組織の皆様に感謝します。区でも災害時の高齢者や要支援者の避難に課題があると考えており、車椅子の活用は有効な避難手段です。

区は要支援者の個別避難計画を作成し、車椅子を含む移動手段や支援者を明確にするなど、事前に実効性のある避難行動を定めています。車椅子は地域センター等に配備されているものを利用する方法や、町会・住民防災組織へ助成金を活用して配置する方法があります。

他地域の要望や防災倉庫のスペース課題を踏まえ、車椅子の適切な配置について引き続き検討します。



# 板橋区の防災に関する取組

令和7年9月4日

# 地震発生時の行動 (防災ガイド・ハザードマップより)

10分～1日後

- 救出活動は複数人で行う



- 火災があれば初期消火を行う



- 避難するときはブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉める



発生直後～10分後

- 避難経路を確保する



- 家族の安否を確認する



- 正しい情報を入手する



地震発生時

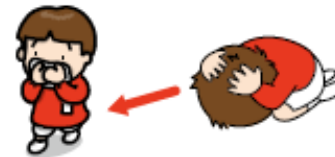
- エレベーターの階数ボタンを全て押し、止まった階で降りる



- 外ではガラスや塀から離れる



- 揺れが収まってから行動する



緊急地震速報

- 運転中の場合、ハザードランプを点灯させ、道路左側に車をよせる



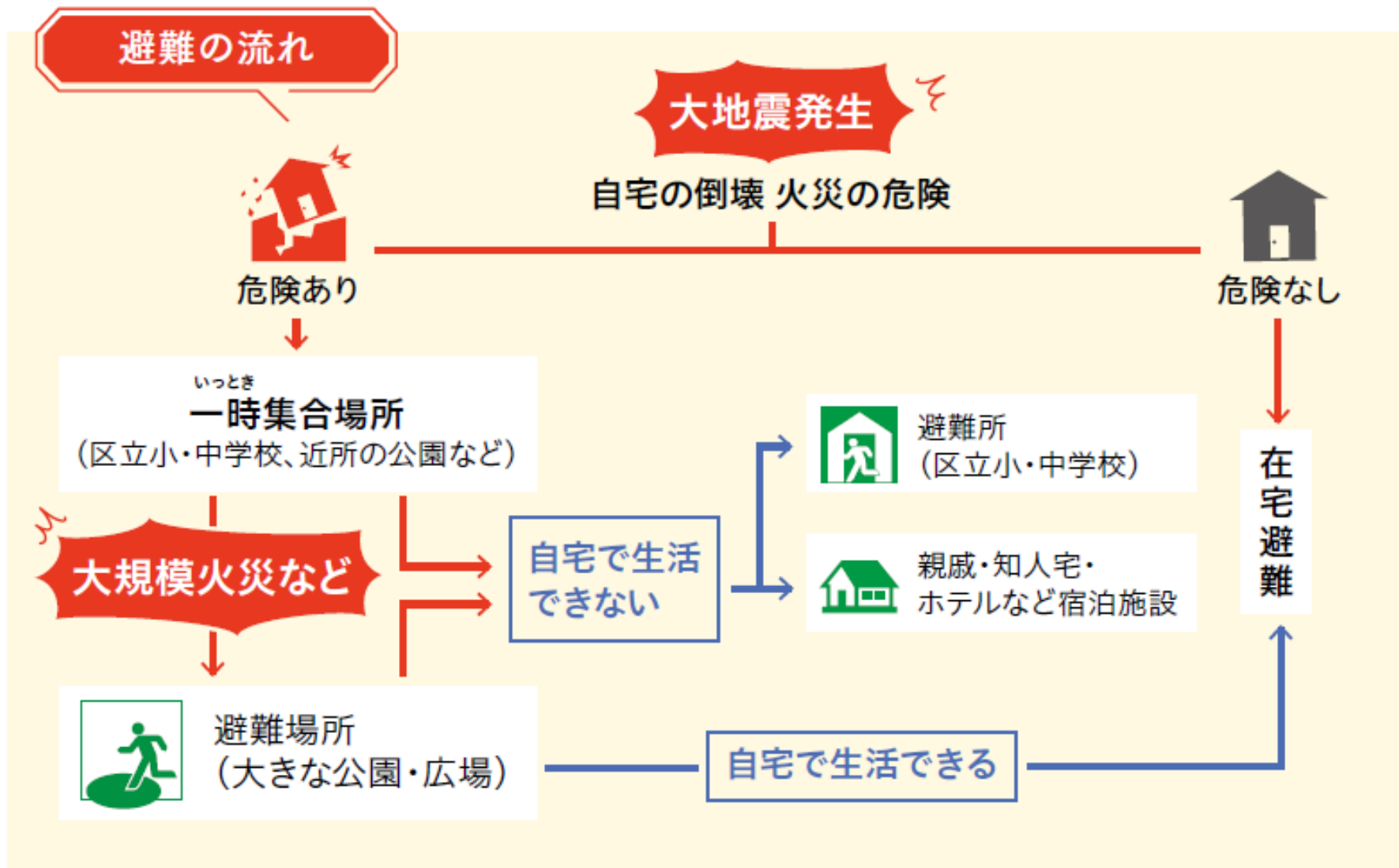
- 料理中の場合、火を消す



- 丈夫な机の下などに入り、頭を保護する



# 避難の流れ (防災ガイド・ハザードマップより)



# 徳丸地区の避難所



避難所

避難所  
(水害時のみ)

一時集合場所

紅梅小

志村第五小

徳丸ふれあい館

徳丸小

北野小

赤塚第一中

# 避難所の開設の流れ（避難所運営マニュアルより）

## 避難所の開錠

- 避難所隊・近隣協力員により鍵を開錠
- 避難者がすでに避難所に集まっている場合は、校庭などの安全な場所に待機してもらう。

## 施設の点検

- 建設関連事業者や避難所運営職員で協力し、チェックリストを用いて施設の安全点検を行う（建物（生活スペース等）、電気、水道等の設備）

## 開設準備

- 受付の設置。また備蓄倉庫から避難所関連書類を持ち出し、避難所受入カードを用意する。
- 夜間の場合、投光器などで受付場所を照らす。

## 避難所の開設

- 避難者に受入カード、健康状態チェックリストを記入してもらう。
- 開設後、区職員はタブレット端末等を用い、災害対策本部に開設状況を報告する。

## 避難所の運営

- 避難所運営協議会を設置し、避難所の運営に関するルール作り・確認を行う。
- 避難所運営は各活動班ごとに役割を分担する。

# 避難所の開設基準（避難所運営マニュアルより）

## 参集の基準

- ・ 区職員・教職員は震度5弱以上で参集し開設準備をします。
- ・ 避難所運営協議会の方も震度5弱以上で参集をお願いします。
- ・ 開設の指示は無線や参集メール等でお知らせします。

## 避難所開設の判断

- ・ 震度6弱以上の場合（自動開設）
- ・ 震度6弱未満でも避難者が避難所に詰めかけた場合（各避難所の判断で開設をしてください）
- ・ 板橋区の災害対策本部からの開設の指示がある場合

# 水害発生時の行動（防災ガイド・ハザードマップより）

避難とは「難」を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はありません。さまざまな避難先を検討しましょう。

避難方法は大きく3つ。「いる場所」と「その時の状況」で変わります。



## ① 在宅避難

自宅に留まり安全を確保する



## ② 分散避難

浸水の恐れがない親戚・知人の家やホテルなど



## ③ 区が開設する避難所

区立小・中学校など  
区の備蓄品は河川の氾濫などで避難の長期化が見込まれる場合に使用します。食料、飲料水、タオルなどは必ずご持参ください。



スタート

自宅の場所をハザードマップで確認する

自宅が浸水地域にある  
または土砂災害警戒区域内にある

いいえ

自宅が丈夫な建物である(木造などではない)

いいえ

自宅が「家屋倒壊等氾濫想定区域(荒川氾濫版を参照)」より外にある

いいえ

自宅に安全な階がある  
(例)マンションの上層階に住んでいる

いいえ

浸水継続時間が3日未満である  
ハザードマップで浸水継続時間を確認

いいえ



### 在宅避難

自宅が安全ならそのまま留まる  
(例) 浸水しない2階で就寝  
がけ地と反対側の部屋に移動

### 在宅避難を検討する

自宅外への避難の判断は台風などの状況によって異なります。余裕をもって行動しましょう。

### 【注意】

電気・水道などのライフラインの停止に備えて、食料や日用品の用意が必要です。



### 分散避難

日頃から相談しておきましょう

在宅避難や避難先の確保が難しい場合



### 区が開設する避難所

必要なものを持って避難する



### 【こうなる前に避難を】

- ・雨風が激しくなる前に
- ・計画運休などで公共交通機関が止まる前に

不安な場合はためらわず安全な地域へ!!

# 水害の警戒レベルと避難行動

区では、気象庁などから発表される「防災気象情報」や降雨量、河川の水位の状況を総合的に判断して警戒レベルを付した「避難情報」を発令します。安全に避難するために『レベル4』までの情報で避難してください。

	警戒レベル	区が発令する避難情報	気象庁などの情報(防災気象情報)	とるべき行動
危険度 ↑高い ↓低い	5	緊急安全確保	5相当 大雨特別警報 氾濫発生情報など	命の危険 直ちに安全確保
	警戒レベル4までに必ず避難			
	4	避難指示	4相当 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報など	危険な場所から全員避難
	3	高齢者等避難	3相当 大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報など	避難に時間のかかる方は 危険な場所から避難
	2		2相当 大雨注意報 洪水注意報など	ハザードマップなどで 避難行動を確認
	1		早期注意情報	最新情報に注意し、 災害への心構えを高める

# 情報収集のしかた

## テレビで情報収集

- ・ NHK総合テレビデータ放送（dボタン）
- ・ J：COMチャンネル（11チャンネル）



## 携帯電話やスマートフォンを活用

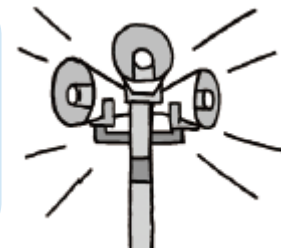
- ・ **いたばし防災+アプリ**
- ・ 板橋区防災メール
- ・ 板橋区LINE公式アカウント

## ホームページなどを確認

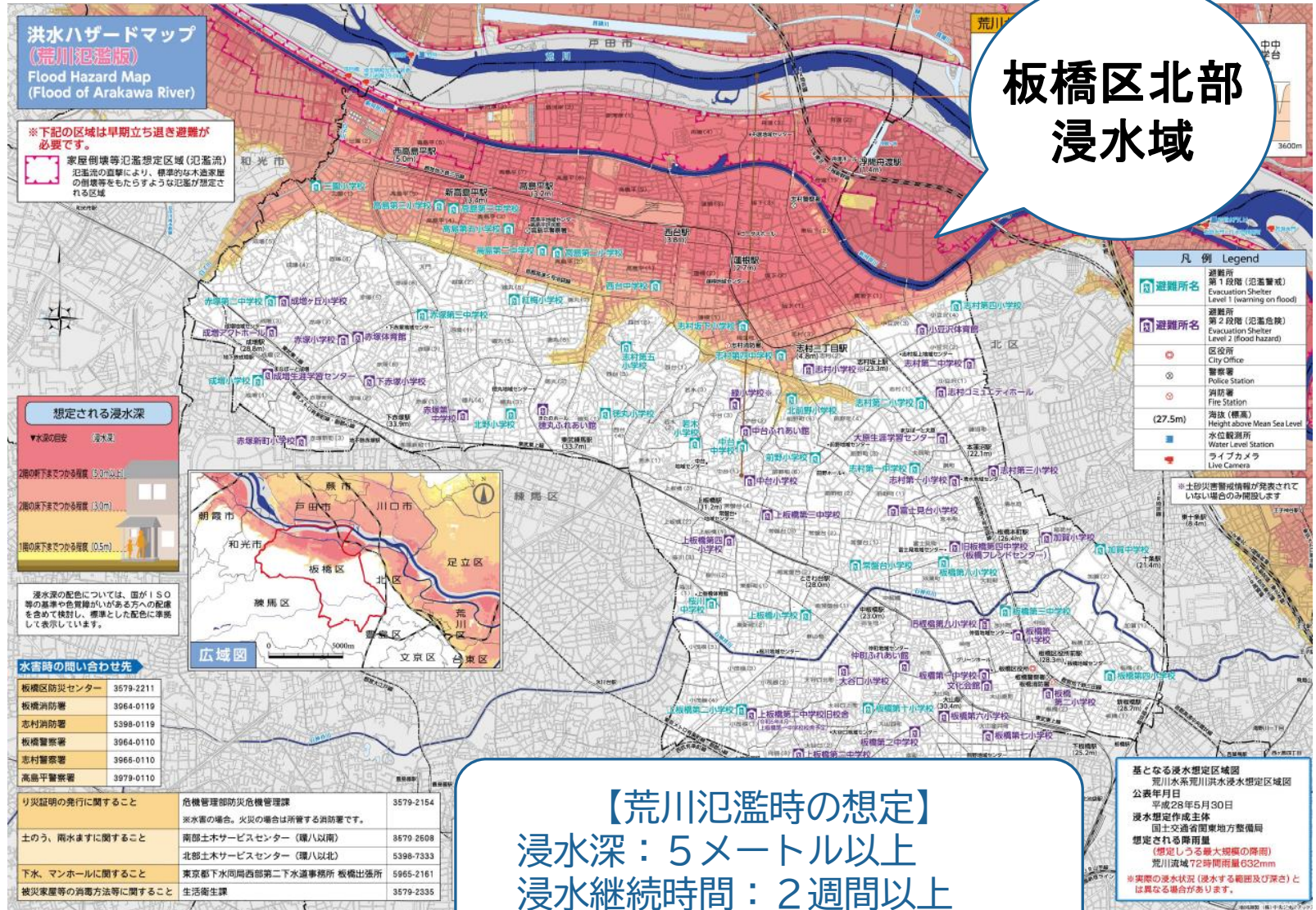
- ・ 板橋区公式ホームページ、板橋区気象情報
- ・ 板橋区防災・防犯情報X（旧Twitter）
- ・ 気象庁ホームページ

## 情報は他にも

- ・ 防災行政無線（区内165か所）  
電話応答サービス ☎ 0120-357-411（無料）
- ・ 緊急速報メール（エリアメール）※すべての携帯電話、スマホに一斉配信



# ハザードマップ【荒川氾濫版】



板橋区北部  
浸水域

# タイムライン防災

タイムラインとは、災害発生時に迅速・円滑・的確に対応するための事前防災行動計画です。「いつ」「誰が」「何を」行うのかをあらかじめ時系列にまとめることで、防災活動を効果的に進めることができます(タイムライン防災・全国ネットワーク会議HPより)。

国や自治体などの行政機関が作成するタイムラインのほか、町会・自治会単位で作成するコミュニティ・タイムライン、個人や家庭で作成するマイ・タイムラインがあります。

## ～荒川氾濫タイムライン～

	気象状況	防災気象情報など	行政機関活動	住民がとるべき行動
72時間前	台風発生	気象庁の台風予報	・情報収集 ・体制の確認・準備	情報収集 避難所確認
48時間前	台風上陸可能性	・気象庁の記者会見 ・大雨・洪水注意報	・区民への注意喚起 ・分散避難の呼びかけ	防災用品準備 <b>分散避難</b>
24時間前～ 12時間前	災害発生危険性	大雨洪水警報	・荒川シフト第1段階 (避難所開設33か所)	<b>高齢者等避難</b>
12時間前～ 0時間前	<b>台風最接近</b>	・大雨洪水警報 ・荒川シフト第2段階	・荒川シフト第2段階	<b>高台避難</b>
6時間後	避難判断水位 氾濫危険水位	氾濫発生情報		<b>高台避難</b>
12時間後	<b>氾濫発生</b>	氾濫発生情報		<b>緊急一時退避</b>

特に荒川の場合は、台風が過ぎた後に、河川の水位が最も高くなる可能性があるため、気を緩めずに注意が必要！

# 緊急一時退避場所 ① MFLP・LOGIFRONT東京板橋

区と事業者は、「板橋区都市づくり推進条例」の大規模土地取引行為の届出制度により、官民連携により高台まちづくりを推進することを決定(令和6年9月末竣工)

◆災害時にヘリポートとしても活用可能な高台広場を敷地内に整備

◆高台広場から緊急一時退避場所への避難路(デッキ)の整備

◆板橋区災害時配送ステーションの整備

◆区立舟渡水辺公園と敷地内の高台広場等の一体整備

◆物流施設併設型ドローン実証実験施設「板橋ドローンフィールド」の整備



MFLP・LOGIFRONT東京板橋 外観 出典：事業者

# 民間物流施設における地域貢献(防災関連)

## 洪水緊急一時退避場所

Temporary evacuation area for when river flood

MFLP・LOGIFRONT 東京板橋

緊急一時退避場所  
Temporary evacuation area  
2～6階の車路の一部

退避路(デッキ)  
Evacuation route

退避路(地上)  
Evacuation route

舟渡水辺公園  
Helipad

新河岸川

緊急一時退避場所  
Temporary evacuation area  
(2～6階の車路の一部)

退避路(デッキ)  
Evacuation route

退避路(地上)  
Evacuation route

舟渡水辺公園  
Helipad

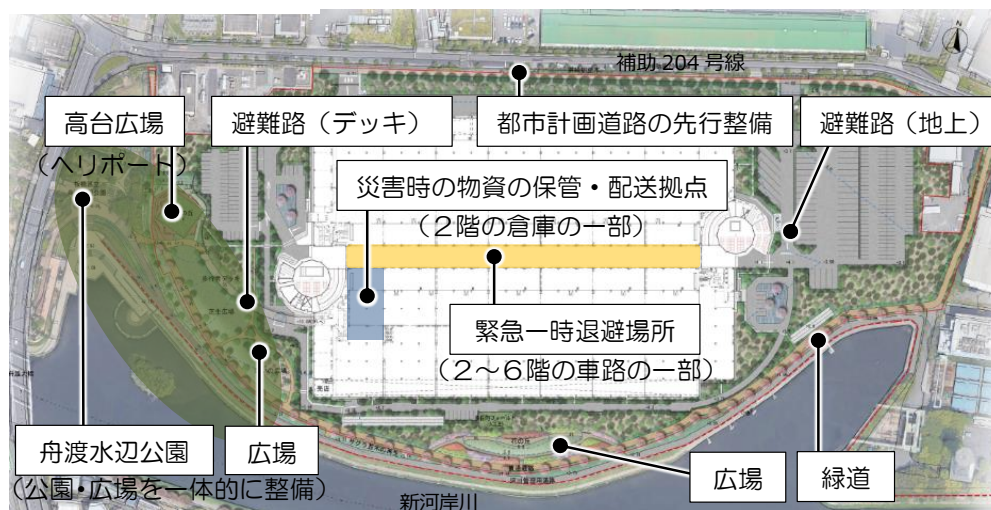
舟渡水辺公園 (最大想定) ▼T.P.+9.0m

新河岸川浸水線 (最大想定) ▼T.P.+6.2m

MFLP・LOGIFRONT 東京板橋は  
高台避難が間に合わない場合の「緊急一時退避場所」です。

- 新河岸川氾濫時には1階床が、荒川氾濫時には2階車路が、浸水しない想定です。
- 緊急一時退避場所は、一定期間避難生活をするための施設ではありません。
- 緊急一時退避する時は、係員の指示に従って入場してください。

## 【主な地域貢献内容】

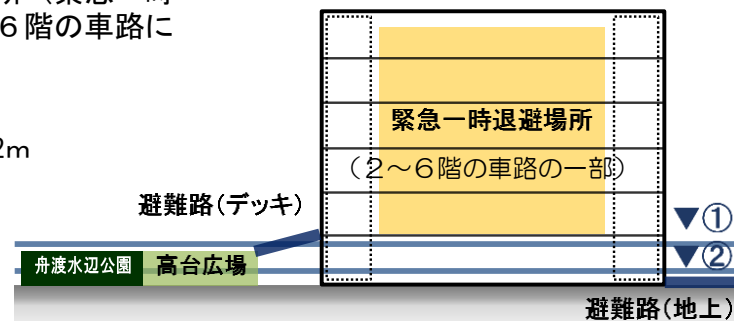


## 東西断面図 (イメージ) :

避難路、緊急一時退避場所(緊急一時退避場所は建物内の2～6階の車路に位置付ける)

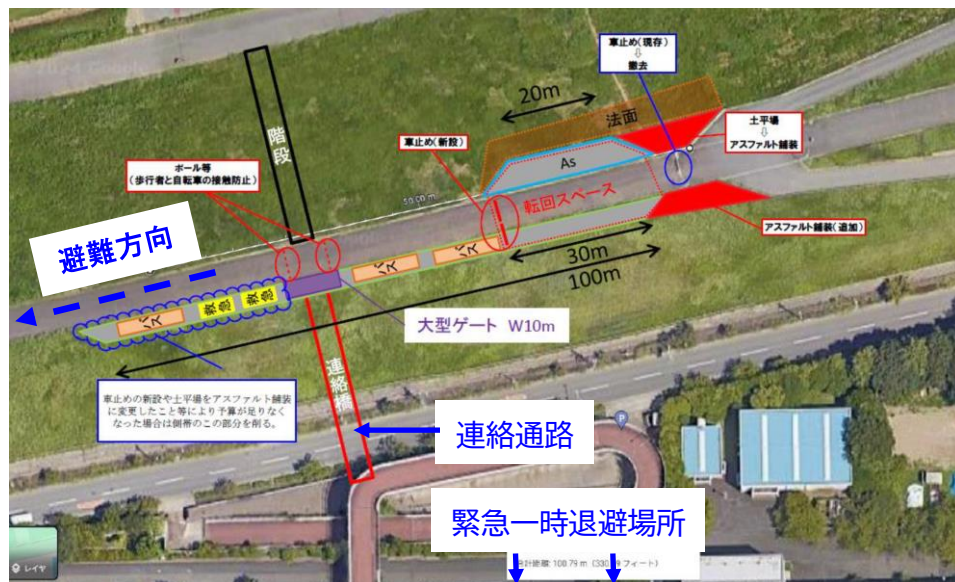
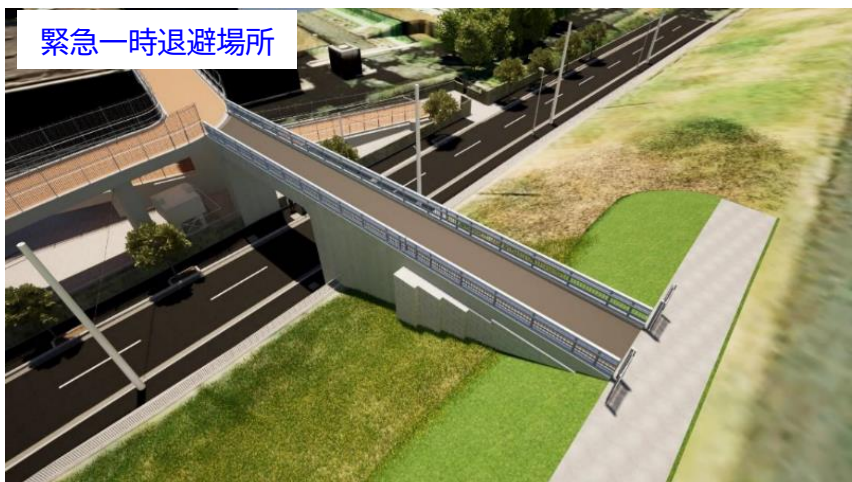
- ① 荒川最大想定 : T. P9. 0m
- ② 新河岸川最大想定 : T. P5. 2m

※T. P : 東京湾の平均海面からの高さ



# 緊急一時退避場所 ② 区立新河岸陸上競技場

区立新河岸陸上競技場と荒川河川敷堤防を結ぶ連絡通路を整備することで緊急一時退避場所からの避難を可能とする（国土交通省との連携）。  
令和8年3月竣工予定



出典：国土交通省荒川下流河川事務所

# 徳丸地区区民と区長との懇談会 区からの情報提供

## 1 熱中症予防のために

熱中症とは、身体が暑さに対して適応できず、体の中の水分や塩分のバランスが崩れることにより起こる病気です。高温多湿で、風が弱かったり、日差しが強かったりすると熱中症が発生しやすくなります。気温などの環境条件だけでなく、日ごろの体調や暑さに対する慣れなども影響します。

適切な予防法を知り、早めに対処することで重症化を防ぐことができますので、暑さを避け、こまめな水分補給と体調管理により熱中症を予防しましょう。

区では、計 100 か所の一時休憩所を 6 月 1 日から 10 月 22 日まで、区役所本庁舎 1 階をはじめとする区内施設（63 か所）・区内一部薬局（37 か所）にて開設しておりますが、「特別警戒アラート」が発出された際は、区ではクーリングシェルターとして開放します。対象施設の詳細は、「クーリングシェルター 一覧」をご確認いただき、外出時などの休憩に、お気軽にご利用ください。



熱中症予防リーフレット



熱中症対策 一時休憩所 案内のぼり旗



熱中症に関する区公式ホームページはこちら

## 2 令和5年7月1日に板橋区LINE公式アカウントを開設しました。

LINE 公式アカウントでは、防災、子育て、ごみ・リサイクルなどの暮らしに関する情報や、イベント情報のほか、受け取りたい情報をカテゴリー別に選択することができます。また、メニューからは、区ウェブサイトへ手軽にアクセスすることができます。便利な機能がたくさんありますので、ぜひ友だち追加してご利用ください。

### 登録方法1

右の二次元コードから友だち追加

### 登録方法2

LINE アプリのホーム画面のID検索画面から「@itabashi」と検索し、友だち追加







こんなトラブル相談増えています！

## 個人情報を聞き出す不審な電話に注意

### 相談事例 1

●大手電話会社を名乗る自動音声電話で、「料金未払いのため、2時間後に回線を止めます。問い合わせが必要な場合は電話機の“9”を押してください。」と連絡があった。あわてて“9”を押したら、人が出て、個人情報を聞かれたので氏名や生年月日を伝えてしまったが、後でこの電話会社とは契約していないことに気付いた。



### 相談事例 2



●自宅の固定電話に官公庁を名乗り「これから2時間後に通信できなくなる」という電話がかかってきた。非通知設定からの着信で、突然通信できなくなることはないはずなので、明らかにおかしい。他にも同様の電話がかかる可能性があるので情報提供したい。

### 消費者センターからアドバイス

- 官公庁や大手電話会社から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することはありません。
- 「回線を止める」との言葉に、あわてず、不審な電話は一切、相手をせずに、切るようにしましょう。
- 個人情報は絶対に伝えないようにしましょう。
- 日頃から身近な家族や周りの人が高齢者の変化にいち早く気付くことができるよう、見守ることはとても重要です。定期的に様子をうかがい、不審な電話があった場合には個人情報を教えないように伝えてください。

# 住宅の「リースバック契約(※)」に注意

(※) リースバック契約とは、自宅（マンション、戸建て住宅）を売却する契約と同時に、その不動産の賃貸借契約を結んで、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続けるという契約。

## 相談事例 1

●不動産業者が来訪し、マンションを売るよう長時間執拗に勧誘された。「2500万円で買い取る、毎月家賃20万円を支払えば、そのまま住むことができる。」と言われ、怖くなり、書類にサインをしてしまったが、解約したい。解約するには違約金500万円かかると言われた。どうしたらよいか。



## 相談事例 2

●生活費に困っていたので、不動産業者と自宅マンションのリースバック契約を結び、売却した。3年後、家賃が倍近く値上がりし、これ以上家賃が払えない。不動産会社からは、「家賃が払えないなら早急に退去してほしい。」と言われている。どうしたらよいか。



## 消費者センターからアドバイス

- 勧誘が迷惑だと思ったらきっぱりと断り、今後勧誘しないように伝えましょう。
- 自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフができないので、安易に契約をしないようにしましょう。
- 売却後もそのまま住み続けたい場合、家賃を支払い続けられるかよく確認しましょう。
- 「住宅のリースバックに関するガイドブック（国土交通省）」を活用しましょう。

### 「いやや」消費者ホットライン

局番なし

様々な消費者トラブルに巻き込まれたらまず相談！

**188** (いやや)

※相談は無料ですが、ナビダイヤルの通話料がかかります。

月～金曜 9:00～16:30 板橋区消費者センター(03-3962-3511)

土曜 9:00～17:00 東京都消費生活総合センター(03-3235-1155)

土・日・祝日 10:00～16:00 国民生活センター

## VI 区長結び挨拶

本日は、限られた時間ではございましたが、貴重なご意見等をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の懇談会では、小中学校の運営に関することや、犯罪対策に関すること、AEDの配備状況に関する事など、テーマが多岐にわたり、地域の皆様の関心の高さを感じる機会となりました。

皆様からいただいたご意見・ご要望につきましては、できることは速やかに実行に移し、検討・調整を要するものについても、十分に検討し、よりよい区政の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後とも、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、安心・安全で快適な地域づくりのためには、地域コミュニティを活性化し、より発展させていく必要があることを、強く感じております。

そのため、日頃より、地域にて活発に活動されております皆様方のお力添えをいただきながら、地域課題をともに考え、問題解決に向けて、ともに取り組んでまいりたいと存じますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、徳丸地区の益々のご発展と、本日お集まりいただきました皆様の、益々のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。